

議案第1号

専決処分事項の承認について

守谷市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成28年 2月15日 提出

守谷市長 会田真一

平成 年 月 日

議案	頁数
1号	1

専 決 処 分 書

守谷市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
専決処分する。

平成27年12月28日

守谷市長 会田 真



議案	頁数
1号	2

新

守谷市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

守谷市長 会田正一

守谷市条例第37号

守谷市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

守谷市税条例等の一部を改正する条例（平成27年守谷市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち守谷市税条例（昭和39年守谷町条例第138号）第51条第2項に1号を加える改正規定中「又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第1条のうち守谷市税条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案	頁数
1号	3

提案理由（議案第1号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成28年度税制改正大綱が平成27年12月16日に決定され、地方税分野における個人番号利用手続きの一部が見直されたことに伴い、守谷市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。

主な改正内容は、個人市民税と特別土地保有税の減免申請書への記載事項の見直しを行うものです。

よろしく御承認くださるようお願ひいたします。

議案	頁数
1号	4

参考資料

守谷市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改 正	現 行
(守谷市税条例の一部改正) 第1条 守谷市税条例（昭和39年条例第138号）の 一部を次のように改正する。 (中略) 第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号中「年 度（法人税割にあっては、及び「）納期の別及び税額」 を削り、同号を第2号とし、第1号として次の1号を 加える。 (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあ っては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法 人番号） (中略) 第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」 を「、氏名又は名称及び 法人番号（行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この 号において同じ。）（_____ 法人番号を有しな	(守谷市税条例の一部改正) 第1条 守谷市税条例（昭和39年条例第138号）の 一部を次のように改正する。 (中略) 第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号中「年 度（法人税割にあっては、及び「）納期の別及び税額」 を削り、同号を第2号とし、第1号として次の1号を 加える。 (1) 納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居 所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番 号（行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定 する法人番号をいう。）又は法人番号 (中略) 第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」 を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第2条第5項に規定する法人番号をいう。以下この 号において同じ。）又は法人番号（同条第15項 に規定する法人番号をいう。以下この 号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しな

い者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。
(後略)

い者にあっては、住所及び氏名又は名称)」に改める。
(後略)